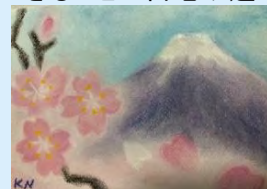


「こんな時だからこそ」 西村

今年も桜の季節がやってきました。例年なら3月15日で所得税確定申告も無事終了し、ウキウキする季節なのですが、今年は新型コロナの感染拡大により所得税の申告期限が1ヶ月延長になり、また、行きたかった展覧会も中止になり、憂鬱な季節になってしまいました。見えないウイルスに対抗するには、まずは手洗いがいい、そしてマスク着用と、感染を拡大させないよう、個人で出来ることをしたいと思います。そしてこんな時だからこそ、できること！自宅や近場で楽しめることをしようと思い、なかなか行けなかったパステル画教室に初参加してきました。窓を開けて換気をしながらなので少々寒かったですが、パステルの優しい色に癒されました。パステルはクレヨンに似ていますがオイルを含まない為、淡いやさしい発色で、指でぼかして描いていきます。しばらくは遠出もできそうにないので、富士山を旅した気分で描きました。



## 今さら聞けない 経済用語

今月の教えてキーワード：【NISA(ニーサ)】

個人投資家向けの税制優遇制度「少額投資非課税制度」の愛称。毎年120万円まで投資可能で、最長5年間の投資から得た利益が非課税となる。個人の資産運用に対するハードルを下げ貯蓄から投資への流れを促進し経済が活性化することを期待して2014年に導入された。その後、年間40万円まで投資可能、最長20年間非課税になるという制度「つみたてNISA」も新設されたが、併用できないので注意して選ぶ必要がある。

## 知っとこ! 「税務のマメ知識」

【「青色申告特別控除」の額が3種類に増える!】

個人事業主の確定申告には「青色申告」と「白色申告」の2種類があります。この違いを簡潔に言えば、きちんと帳簿を作成して申告するのが青色申告で、簡易な帳簿で収支を計算したものが白色申告です。当然のことながら、青色申告を利用する人には税制上のさまざまなメリットを受けることができます。そのひとつに「青色申告特別控除」がありますが、これは所得の種類や記帳のレベルなどによって「65万円・10万円」のどちらかを所得から控除できるものです。ところが、これが2020年分の確定申告より「65万円・55万円・10万円」の3種類に分かれます。「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」に定められた電磁的記録の備付けおよび保存を行っている場合、またはe-Taxにより電子申告をする場合は65万円の控除が受けられます。しかし、そのような保存をせず、また紙で申告を行う人は控除の額が55万円になります。そのためこれまで10万円の控除を受けていた人は変わりませんが、65万円の控除を受けていた人は上記のいずれかの条件を満たさなければ55万円に減額となります。いざ始めようとしても事前に税務署長への承認が必要であったり、電子申告をする際にはマイナンバーカードが必要となるので早い段階での準備をおすすめします。



今を生きる

先人の言葉

死ぬまで生き延び

戦国武将の真田幸村で知られる真田家の家訓。これは「生に固執せよ」という意味であり、とにかく生き延びろ、生きてさえいればあとは何とかできるという教えだ。

